

●令和3年度 国民健康保険料率について

1. 必要保険料の算定

$$\text{必要な保険料総額 (G)} = \text{(B)} + \text{(C)} - \text{(F)}$$

歳出	
保険給付費 (医療費)	(A)
事業費納付金	(B)
総務費	(C)
保健事業費	
その他	
合計	(D)

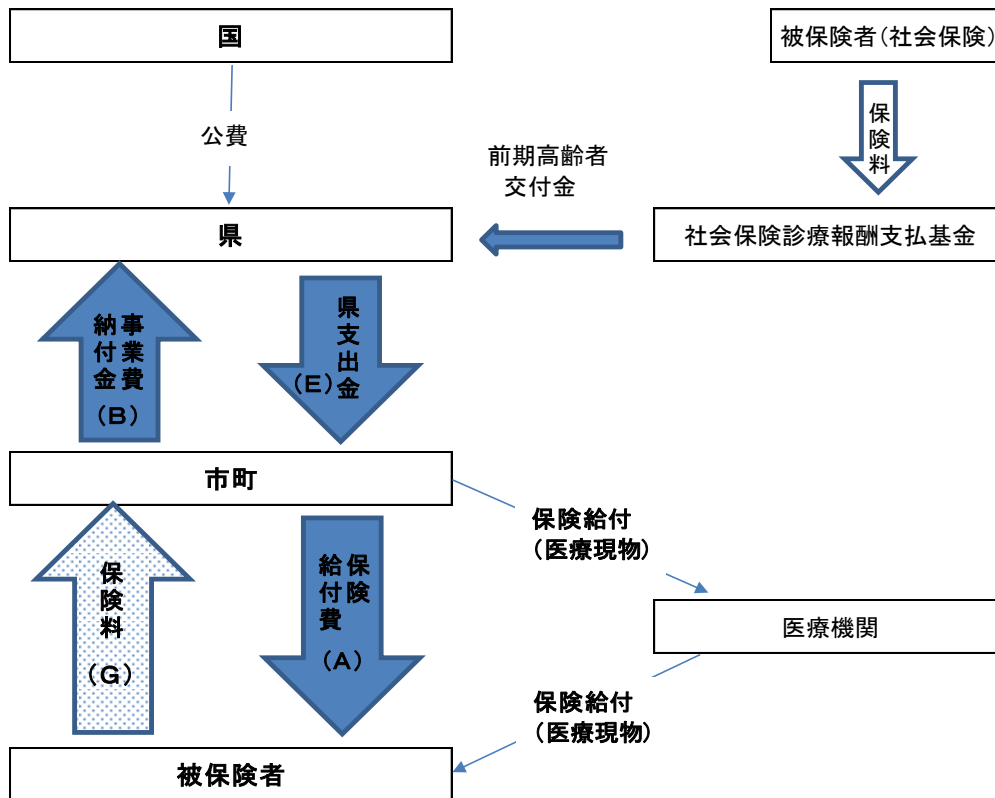
歳入	
県支出金	(E)
保険料 (過年度)	(F)
一般会計繰入金	
その他	
保険料 (現年度)	(G)
合計	(D)

※ 保険給付費 (医療費) (A) = 県支出金 (E)

2. 国保の財政

平成30年度から国保制度の広域化に伴い県が財政運営の主体となった。

市町が給付する保険給付費相当を県が負担。市町は県へ事業費納付金を支出する仕組みへと変わった。



3. 事業費納付金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予定)
総額	1,588,996	1,746,475	1,701,951	1,599,756
対前年度増減	1,588,996	157,479	▲ 44,524	▲ 102,195
対前年度比(%)	-	109.9%	97.5%	94.0%

4. 令和3年度の保険料率

全世帯の保険料を計算し、その合計が（G）となるように料率を設定する。

※不足部分は基金で賄う

区分	令和3年度（当初予定）				→	令和3年度（決定）			
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)
医療分	8.5	24,000	21,900	63		8.3	23,400	21,000	63
後期分	2.5	6,900	6,300	19		2.5	6,900	6,300	19
介護分	2	4,200	6,900	17		2	4,200	6,900	17

所得割 … 前年度の所得から基礎控除を引いた額にかける率

均等割 … 被保険者一人ひとりにかかる

平等割 … 1世帯につきかかる